

申告会事務サポートスタッフ募集

青色申告会では、事務補助スタッフを募集しています。
支援して頂く業務については、下記の通りです。



	業務	勤務期間	勤務時間	資格など	募集人数
①	会計ソフトによる帳簿入力作業	通年 期間は応相談	応相談	PC操作可能な方 簿記3級以上又は経理経験者	2~3名
②	確定申告期の決算指導	1~3月	9:00~ 17:00	簿記3級以上 税務署OB、会計事務所経験者 会計ソフト経験者	2~3名
③	決算書指導・入会勧奨	2/16~ 3/15	8:40~ 16:40	簿記3級以上又は経理経験者 税務署OB、会計事務所経験者	2~3名

※①②は青梅青色申告会事務局勤務、③のみ青梅税務署青色コーナー勤務になります。

【問合せ】 ☎ 0428-23-0108 (一社) 青梅青色申告会事務局 久保 / 応募用紙は当会HPに掲載しております。

従業員、専従者の源泉所得税の納付 お忘れなく!



1月~6月に専従者・従業員の給与から徴収した源泉所得税に係る事務手続きの確認をいたします。

対象者 従業員や専従者へ給与の支払いを行っている方
※「給与支払事務所等の開設届出書」を提出された方は給与の支払いがない場合も納付書の提出が必要です

持ち物 源泉徴収簿等の支払給与額と源泉税額がわかるもの
※以前申告会でインターネットを使用して送った方はその控えをお持ちください

6月1日~7月31日 特別記帳点検月間



定期的な記帳の点検はとっても大切です

間もなく今年も半年が経過します。正確でスムーズな決算書の作成をおこなうためには、こまめな記帳点検が大切です。定期的に記帳する方と、1年まとめて記帳する方では経費に大きな差が出る場合があります。まとめて記帳すると、領収書の紛失や何を購入したかを忘れてしまったりすることが多いようです。ぜひこのあたりで一度、記帳の点検を受けられてはいかがでしょうか。

持ち物 帳面または会計ソフトのデータ、領収書・請求書等の資料
10万円以上の資産の資料ほか

無料相談のお知らせ

「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の事業や生活において生じた税務問題をご相談いただけます。

税理士
【実施日】 6月16日(金)、7月12日(水)、9月13日(水)
【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室
【時間】 各回とも 10~12時 / 13~16時 (お1人1件1時間)

口座振替のご案内 ※前日までに残高の確認をお願い致します

内容	振替金額	口座振替日
青色傷害保険 青色がん保険	保険料はハガキにてご案内致します (2023年5月~10月分)	6月23日(金)

年1回の定期健診をお勧めしています 健康診断 予約受付中

病院での受診なので検査項目が充実!
人間ドックも受診可能でしっかり診てもらえる

生活習慣病健診	青色共済加入者 8,000円 未加入者 10,000円
人間ドック	青色共済加入者 35,000円 未加入者 39,000円

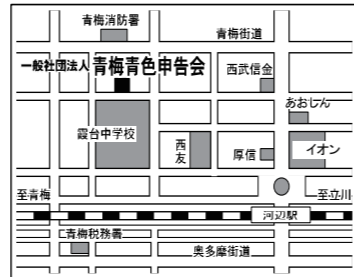
日時: 8月1日(火)~8月31日(木)
※6、7月にご希望の方は申告会にお問い合わせください
場所: 新町クリニック健康管理センター
受診内容: 同送のチラシをご覧ください
申込方法: 同送の申込用紙(パンフレット裏面)を記入し青色申告会へお申込みください

休館日

6月10日(土)、24日(土)
7月8日(土)、22日(土)
および土曜日の午後、日曜日・祝日

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL : 0428-23-0108 FAX : 0428-22-4788
HP : <https://www.ome-aioro.com/>
受付時間: 平日 9:00~17:00
土曜 9:00~12:00
休館: 第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



(一社) 青梅青色申告会

あおいろ だより

VOL. 183 - 令和5年6月号 -

一般社団法人青梅青色申告会 令和5年度通常総会開催

令和5年5月25日(木)15時00分より、西多摩青色申告会館において、令和5年度一般社団法人青梅青色申告会通常総会が開催されました。総会では、令和4年度事業報告及び決算・監査報告及び役員改選案が審議され原案通り承認されました。なお、本年度より代議員制度による通常総会となり、代議員の方々にご出席いただき、審議致しました。また、本年度は角田会長の退任に伴う新会長の選任もあり、新体制で臨む決意がされました。



総会の様子

選任理事(役職名)

会長	高野 明	常任理事	原島 瑞夫	理事	大鳥 正行
副会長	本間 祥継	常任理事	秋山 佳久	理事	須崎 大輔
副会長	川久保 勝史	理事	小山 辰美	理事	藤本 昇
副会長	岡野 隆博	理事	関口 幹夫	理事	小野 輝彦
副会長	中村 経男	理事	土屋 正幸	理事	中川 直人
専務理事	久保 裕子	理事	岩田 忠久	理事	河邊 勤
常任理事	堀口 修一郎	理事	廣瀬 定雄	理事	山本 英雄
常任理事	伊藤 治雄	理事	萩原 慎吾	理事	田中 幸治
常任理事	加園 高之	理事	山城 康正	理事	渡辺 晃
常任理事	高橋 正光				

貸借対照表

令和5年3月31日現在

勘定科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	105,561	6,240	99,321
預金	60,772,303	50,161,882	10,610,421
現金預金合計	60,877,864	60,168,122	10,709,742
(2)その他流動資産			
立替金	121,275	0	121,275
有価証券	514,917	472,310	42,607
その他流動資産合計	636,192	472,310	163,882
流動資産合計	61,514,056	60,640,432	10,873,624
2. 固定資産			
(1)特定資産			
退職給付引当資産	12,525,201	11,168,370	1,356,831
特定資産合計	12,525,201	11,168,370	1,356,831
(2)その他固定資産			
建物	838,827	905,575	66,748
構築物	274,418	384,184	109,766
ソフトウェア	375,100	520,300	145,200
電話加入権	40,600	40,600	0
リース加入権	21,000	21,000	0
敷金	30,000	30,000	0
その他固定資産合計	1,679,945	1,901,659	321,714
固定資産合計	14,205,146	13,070,029	1,135,117
資産合計	75,719,202	73,710,461	11,008,741

勘定科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 經常増減の部			
特定資産運用利息	2,520	2,258	262
特定資産受取利息	2,259	2,259	0
受取入金合計	4,779	4,517	262
受取入金金	65,000	101,000	▲35,000
受取入金金	57,783,000	58,812,000	▲849,000
正会員会費収入	57,475,000	58,306,000	▲831,000
準会員収入	288,000	306,000	▲118,000
事業収入	26,554,708	26,704,264	▲149,556
特別会費収益	2,819,000	2,819,000	0
記帳代行収益	1,316,357	1,527,823	▲211,466
印刷製本費	63,927	46,580	17,347
郵券交通費	136,740	131,942	4,798
地代家賃	395,180	391,880	3,300
水道光熱費	118,380	92,960	25,420
減価償却費	38,606	38,606	0
通信運搬費	353,222	411,144	▲57,922
消耗品費	168,324	210,783	▲42,459
燃料費	89,605	79,244	10,361
雑費	23,532	34,208	▲10,676
支払手数料	1,212,643	1,295,143	▲82,500
新聞図書費	10,656	10,656	0
支払負担金	11,000	11,000	0
会議費	231,438	609,149	▲377,711
保守修繕費	4,749	4,397	352
退職金	170,488	168,137	2,351
雑損	38,721	38,721	0
雑費	84,167	113,287	▲29,120
經常費用計	76,899,427	73,309,654	3,589,773
評価損益等計	10,317,159	14,367,580	▲4,050,421
当期經常増減額	10,317,159	14,367,580	▲4,050,421
2. 經常外増減の部			
(1)經常外収益			
(2)經常外費用			
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	10,317,159	14,367,580	▲4,050,421
一般正味財産期首残高	49,018,154	34,650,574	14,367,580
一般正味財産期末残高	59,335,313	49,018,154	10,317,159
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	59,335,313	49,018,154	10,317,159

正味財産増減計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

◎インボイス制度について

令和5年度の税制改正で、適格請求書等保存方式（インボイス制度）について見直しが行われました。すでにインボイス発行事業者として登録されている方も、これからインボイス発行事業者になることを検討される方にも、影響のある事項です。

あおいろだよりでは6月号と8月号の2回に分けて改正内容をご案内します。
(国税庁ホームページに掲載されているリーフレットを引用しています。)

消費税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



おさえていただきたい

4つのポイント

ポイント 1 免税事業者からインボイス発行事業者になられた方

納税額を売上税額の **2割** に軽減

詳しくは、P2

ポイント 2 一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、インボイス保存**不要**

詳しくは、P3

ポイント 3 すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、返還インボイス交付**免除**

詳しくは、P3

ポイント 4 これから登録される免税事業者の方

登録希望日に登録が可能に

詳しくは、P4

重要 インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の可否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。



ポイント 2・3・4 については
あおいろだより 8月号でご案内します。

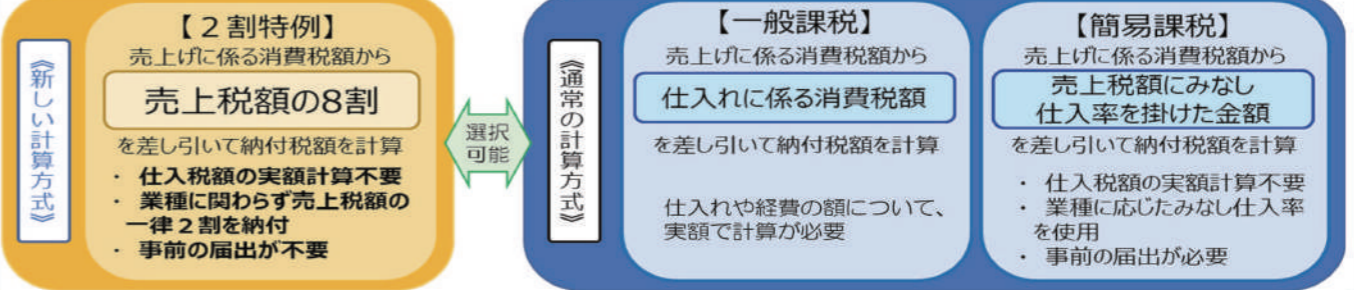
ポイント 1 インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



(詳細はこちら)

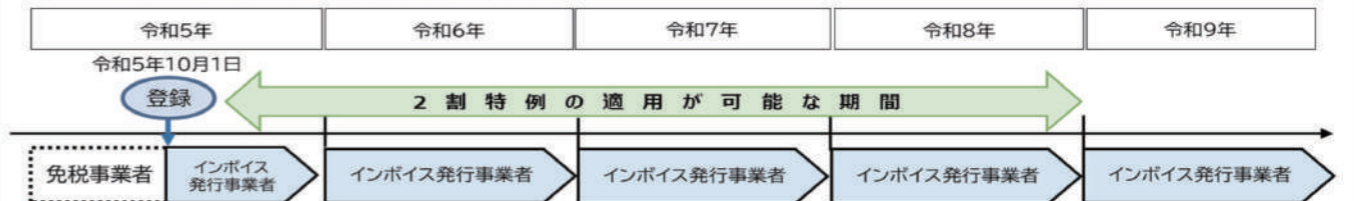
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

計算イメージ



適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合



適用可能となる事業者

- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
- ➡ つまり「基準期間（※）の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。

ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません

- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
- 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間